

## 14. 通知預金

(2016年3月16日現在)

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 商品名と概要                | 通知預金<br>7日以上据え置き、2日前の通知により払い戻しができる預金です。   |
| 2. ご利用いただける方             | 個人および団体のお客さま  |
| 3. 期間                    | 据置期間 7日   |
| 4. お預け入れ方法               |   |
| (1) お預け入れ方法              | 一括してお預け入れいただきます。  |
| (2) お預け入れ金額              | 1円以上  |
| (3) お預け入れ単位              | 1円単位  |
| 5. 払い戻し方法                | 解約時に一括して払い戻しいたします。<br>(ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。)  |
| 6. 利息                    |   |
| (1) 適用金利                 | 変動金利<br>毎日の店頭表示の利率を適用します。   |
| (2) 利払い方法                | 解約時に一括してお支払いいたします。  |
| (3) 計算方法                 | 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。  |
| 7. 税金                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)</li> <li>＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。</li> <li>＊ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</li> <li>・ 団体のお客さま・・・総合課税(ただし、公益法人等の場合は非課税)</li> </ul> |
| 8. 手数料                   | ————  |
| 9. 付加できる特約条項             | ————  |
| 10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い    | 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。  |
| 11. 預金保険制度               | この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息)で保護されます。   |
| 12. 金利情報の入手方法            | 店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。<br>か、窓口にお問い合わせください。  |
| 13. 商品に関するお問い合わせ         | フリーダイヤル：0120-1919-62<br>受付時間 平日 午前9時～午後5時   |
| 14. 苦情処理措置<br>(ろうきんへの相談) | ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。<br>【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62<br>受付時間 平日 午前9時～午後5時  |

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
|                                       | <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。<br/>ホームページアドレス <a href="http://www.tohoku-rokin.or.jp">http:// www.tohoku-rokin.or.jp</a></p>   |
| <p>15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</li> <li>・また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</b> 0120-177-288<br/>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> |
| <p>16. その他参考となる事項</p>                 | <p>—————</p>  |

東北労働金庫